

弓達 秀樹 議員



録画
配信中



一問一答方式

- ① 公衆浴場
- ② 水難事故防止対策
- ③ 市立大洲病院

公衆浴場について

問 本市の考え方として公衆浴場は今後も必要と考えるか。

また、全国で見られる公衆浴場への一般的な補助制度を制度化する考えはないか。

答 料金が統制されている銭湯など一般的な公衆浴場は、市民の日常生活の中で公衆衛生上必要なものとして、またコミュニティ形成の場としての役割を担ってきましたが、市内ほぼ全ての家庭に風呂が普及した

現在ではその必要性は薄れていると考えています。

公衆浴場への補助制度は、愛媛県の補助制度の廃止を受け、大洲市でも廃止しました。なお、現在は経営に対する負担軽減として、固定資産税額の3分の2相当額の軽減措置を行ったり、上下水道使用料も一般の料金体系より低い料金を設定しています。補助制度については、市内のほぼ全ての家庭に風呂が普及している現状を踏まえ、公衆衛生の面から新たに制度化を検討する必要はないと考えています。

水難事故防止対策について

問 二度と水難事故が起こらないような対策が必要と考える。河床の断面を表示する表示板を目に留まるような場所に設置したり、富士橋付近を遊泳禁止区域にするなど様々な防止対策を行ってほしいが、具体的な対策をお聞かす。

答 今後の水難事故防止対策としては、肱川との共生を図る観点から、条例で規制するよりも危険を周知する警告表示板を設置するほうが

現実的です。今後、危険箇所の洗い出しや、分かりやすい表示内容等を河川管理者や警察署、消防署などと協議したいと考えています。

また、現在進めている「肱川かわまちづくり計画」の中でも、河川空間を安全に楽しく利用できるように、河川利用のための注意看板の設置や情報共有のあり方など、利用者への安全対策について周知啓発に努めたいと考えています。

これまでに取り組んでいる教育現場での注意喚起や、消防署による広報活動に加え、可能な安全対策を関係機関と連携、協議を行いながら順次実施したいと考えています。

市立大洲病院について

問 手すりが不足しているなど安全に配慮した施設の改善を求め市民の声に対してどのような対応を検討していくつもりか。

答 市立大洲病院は、移転改築後約26年が経過し、市内のほかの病院と比較すると構造的にもやや古いものとなっています。手すりは、建築当初から必要と思

われる箇所には設置し、その後も患者さんからのご意見も踏まえて必要に応じた新設等も行いましたが、診察室や病室、トイレなどでは、必要な部分に手すりが設置しきれない箇所もありご不便をおかけしています。

病院施設は、医療法に基づく構造設備の基準を満たす必要があり、建築当初は寸法、面積など基準に余裕を持って適合していましたが、現在の基準では、手すりを新たに設置することができない箇所もあります。

また、診察室や病室等手すりをつけることで狭くなり、患者さんの移動や診療に支障をきたす場合もあると考えています。そのため、足の不自由な方のために、車椅子や歩行器を準備したり、入院時には看護師等が補助をして対応しています。

今後も、患者さんに安心して受診していただけるよう、ご意見を十分に踏まえ、改善できるところは真摯に対応していきます。